

令和 3 年 1 月 27 日
総務省統計局
消費統計課

全国家計構造調査の集計に係る課題への対応について（報告）

2019 年（令和元年）に実施した全国家計構造調査の集計について、諮問第 117 号の答申において、「家計調査の結果のデータ移送や全国単身世帯収支実態調査の結果データの活用を行った上で、（中略）具体的な集計手法については、（中略）統計委員会に報告する」とされた。

その後、大学との共同研究を行い、消費統計課で開催している「消費統計研究会」（座長：福井青山学院大学教授）において検討した結果、以下のとおり対応するので報告する。

1. 家計調査の結果のデータ移送について

データ移送する家計調査世帯については、全国家計構造調査の基本調査を補完する形で抽出しており、それぞれの標本は同じ標本抽出体系・調査体系で実施されたものと見なせるように設計されている。また、集計途上の数値で行った分析では、年間収入・貯蓄額についておおむね類似した世帯数分布となった。このことから、基本調査世帯とデータ移送した家計調査世帯を同一と見なし、市町村内毎に同じ線形乗率を付与した上で集計する。

2. 全国単身世帯収支実態調査の結果データの活用について

全国単身世帯収支実態調査の結果については、これがモニター調査であることから、世帯分布に偏りが存在する。このため、基本調査の分布に合うように、各世帯の属性（年間収入、世帯主の年齢、職業等）を考慮した補正を行った上で集計に利用する。

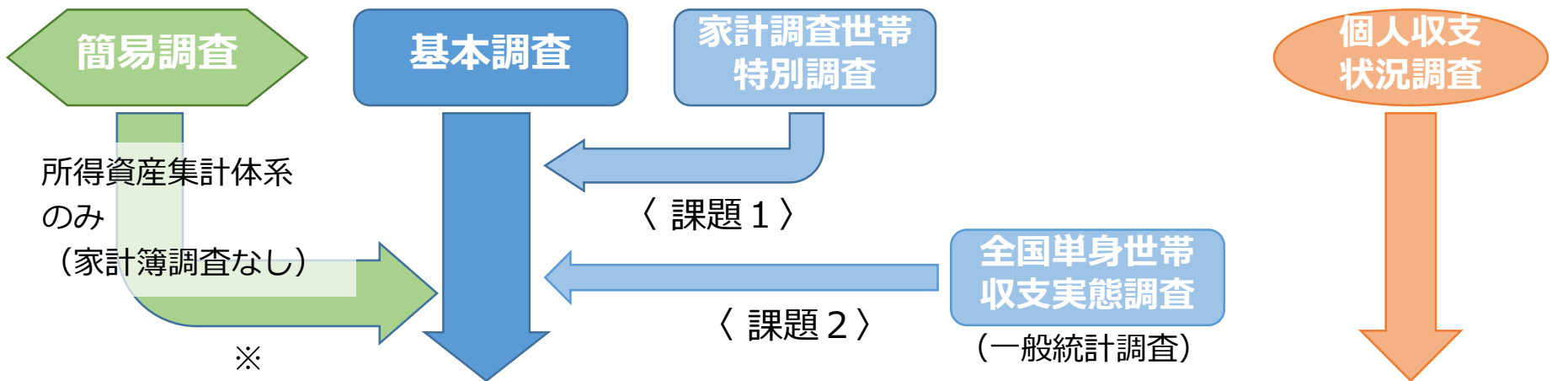
公表に当たっては、ユーザーに誤解のないよう、これら集計上行った措置について十分な説明を行う。

なお、今回の検討は集計途上の数値を用いたものであったことから、次回調査に向けては、最終的な集計結果を用いて再度検証を行い、調査方法等も含めて検討することとしている。

上記研究会等の資料については、全国家計構造調査のウェブページへも掲載している。

URL: <https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/skenkyu/index.html>

全国家計構造調査の統合集計（概要図）



家計総合集計体系：家計簿、世帯票、年収・貯蓄等調査票 を使用
所得資産集計体系：世帯票、年収・貯蓄等調査票 を使用

個人収支集計体系：
個人収支簿 を使用

〈課題1〉：調査手法（家計調査にない項目を特別調査票で補完）等に違い
⇒ 特別調査票に係る世帯数分布を確認
対応：年間収入及び貯蓄額の分布はおおむね類似していることが確認できたため、基本調査と同等とみなし集計を行う。

〈課題2〉：モニター調査（有意抽出）のため、世帯の分布に偏り ⇒ 統合方法を検討
対応：基本調査の分布に合うように、各世帯の属性（年間収入、世帯主の年齢、職業等）を考慮した補正を行った上で集計に利用する。

※ なお、簡易調査においても、年間収入の世帯数分布について基本調査と類似していることが確認できたため、統合して集計

全国家計構造調査の設計概要

参考

簡易調査

基本調査

全国単身
世帯収支
実態調査

家計調査世帯
特別調査

個人収支
状況調査

44,000世帯

40,000世帯

2,000世帯

6,000世帯

900世帯

世帯票

世帯票

世帯票

特別
調査票

世帯票

年収・貯蓄等調査票

年収・貯蓄等調査票

年収・
貯蓄等
調査票

年間収入
調査票

貯蓄等
調査票

家計簿

家計簿

家計簿

個人
収支簿

家計総合集計体系

個人収支
集計体系

所得資産集計体系